

2023年ジュニアカート選手権 ジュニア部門 本庄コースシリーズ
2023年ジュニアカート選手権 ジュニアカデット部門 本庄コースシリーズ

特別規則書

主催

チーム ケービーエフ

共催

有限会社セーフティパーク本庄

公 示

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠したJAF国内競技規則、JAF国内カート競技規則とその付則、2023年日本カート選手権規定、2023年ジュニアカート選手権統一規則、および本特別規則書ならびに公式通知に従って開催される。

第1条 競技会名称

2023年ジュニアカート選手権 ジュニア部門(X30Jr) コースシリーズ
2023年ジュニアカート選手権 ジュニアカデット(KT100SECカデット) コースシリーズ
2023年本庄カートレースシリーズ

第2条 競技の種目、クラス区分と格式

1)種目 :スプリントレース

区分・格式

【準国内格式】 ジュニア部門 / ジュニアカデット部門

第3条 開催日と場所

開催日:第1戦 2023年5月6日(土)～7日(日)
第2戦 2023年8月19日(土)～20日(日) ※全日本カート選手権併催
第3戦 2023年10月7日(土)～8日(日)

場所:本庄サーキット(全長1098m)

〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883

TEL:0495-72-9611 / FAX:0495-72-9612

第4条 オーガナイザーの名称

主催:チーム ケービーエフ

〒336-0923 埼玉県さいたま市緑区大間木1666-1

共催:有限会社セーフティパーク本庄

〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883

第5条 大会組織委員会および審査委員会

組織委員長	高野 健太	審査委員長	公式通知にて公示
組織委員	高野 直美	審査委員	
組織委員	小島 義則		

第6条 競技役員

競技長	照井 文之
コース委員長	砂川 将吾
技術委員長	山崎 勇
計時委員長	虻川内 誠
事務局長	高野 健太
救急委員長	高野 直美
医師団長	阿部 千織

第7条 大会事務局

有限会社セーフティパーク本庄

〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883

TEL:0495-72-9611 / FAX:0495-72-9612

第8条 エントリー受付

1) 受付期間

競技会開催日2ヵ月前より3週間前まで。受付時間は、AM9:00～PM5:00までとする。

2) エントリー方法

現金書留、大会窓口にて受付を行う。

①現金書留:エントリー代・必要書類を同封の上、上記第7条大会事務局宛てにお送りください。

現金書留の場合、申込締切日必着で郵送しなければならない。

②大会窓口:参加申込書に必要事項を記載し、参加料を添えて上記第7条大会事務局に申込締切日までに受付しなければならない。なお、大会窓口での申込は事務局手数料として2,000円が加算される。

3) 遅延申込

予め事務局に対して連絡した場合は遅延事務局手数料を含めた料金を支払う事で申込を受ける事がある。

4) 遅延事務局手数料

全クラスとも、1エントリーにつき5,000円とする。

5) 受理または拒否の通知の発送日

オーガナイザーは、理由を示すことなくエントリーの受理を拒否することができ、かつその行為をもって、最終の決定とする。この場合、エントリーフィー及び保険料は全額返金される。

エントリーの正式受理または、拒否通知及び、受理通知は通知方法にて発送される。

6) エントリーする際に必要なもの

参加申込書・参加料及び登録料・参加に関する誓約書・出場承諾書・参加条件を満たした有効なライセンス。

※捺印漏れなど、不備の無いように注意してください。

※ドライバーまたは、ピット要員が20歳未満の場合、参加申込書の誓約・出場承諾書に保護者の署名および捺印。ドライバー署名欄には認印、親権者署名欄には必ず実印を押印して下さい。

※競技会当日は、健康自認書を持参すること。

7) 申込先

※上記第7条参照

8) 登録内容の変更

ドライバーおよび車両の登録内容の変更は下記の期日まで認められる。

ドライバー:参加受理書発送まで

車両:選手受付終了まで

9) 選手受付・公式車検および決勝スタート時刻

公式通知にて示す。

10) 公式通知掲示板の場所

受付事務所横の公式掲示板にて掲示される。

第9条 エントリーの資格

1) エントラント: 当該年有効なるエントラントライセンスの所持者。

2) ドライバーの出場資格:

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、部門ごとに以下の条件を満たしていること。

(1) ジュニア部門: ジュニアB、ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

参加年齢は当該年11歳以上15歳未満の者。なお、当該年に満14歳に達しても国際Fライセンスを取得しなければ、また、当該年に15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア選手権競技会に出場することが認められる。

(2) ジュニアカデット部門: ジュニアB、ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

参加年齢は当該年度8歳以上13歳未満の者。なお、当該年度に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。

第10条 エントリーフィーおよびピット登録料

競技会	部門	参加料	ピット登録料 1名
ジュニア選手権	ジュニア	1大会20,000円	2,500円
	ジュニアカデット	1大会20,000円	2,500円
本庄シリーズ			

※ドライバー1名に対してピットクルーは最大2名まで登録可能

第11条 シャーシー、エンジン、タイヤおよびタイヤ登録

競技に使用するシャーシー、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。公式練習は登録したタイヤを使用すること。登録できる個数は下記の通りとする。

	ジュニア	ジュニアカデット
シャーシー	1台	1台
エンジン	1基	1基
タイヤ	1セット(ドライ・ウエット)	1セット(ドライ・ウエット)

第12条 エンジン

1. エンジン

1) ジニア部門:

IAME PARILLA X30 (仕様は別紙適用車両規定に準ずる)

※エキゾストマニホールド22, 7mm仕様(部品番号X30125370J)

2) ジュニアカデット部門:

YAMAHA KT100SEC (JAFジュニア選手権統一規則適用車両規定に準ずる)

2. 変更(交換)

登録済みエンジンが故障、破損等した場合には、競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に1競技会1回変更(交換)することができる。なお、変更(交換)の申請は、各ヒートのスタート20分前までとし、競技会事務局に提出すること。

(1) 変更(交換)後のヒートのグリッドポジションは、最後尾(複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする)とする。

再登録は技術委員長の承認のもと行う。

3. 封印(マーキング)

封印(マーキング)が外れそう(消えそう)な状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出ること。

封印(マーキング)に関する故意の違反があった場合には当該競技会は失格とする。なお、違反内容によっては当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

第13条 カート

2023年ジュニアカート選手権統一規則17条に準ずる。

1. タイヤ競技に使用するタイヤは、下記のJAF指定タイヤとする。

(1) ジュニア部門:

住友ゴム工業株式会社

<ドライ用> SL22

<ウエット用> SLW2

(2) ジュニアカデット部門:

住友ゴム工業株式会社

<ドライ用> SLJ

<ウエット用> SLW2

(3) 全部門、全シリーズともドライ、ウエット、1競技会各1セットとする。但し、技術委員長の承認のもとに、1本のみ交換が認められる。

第14条 ボディワーク

2023年JAFジュニアカート選手権統一規則書第17条の3. に準ずる。

第15条 重量

最低重量は次の通りとする。

部門	最低重量
ジュニア	145kg
ジュニアカデット	113kg

第16条 シャシー交換

登録済のシャシーが破損等した場合には、競技審査委員会承認のもとに、以下を条件に変更(交換)することができる。

- 1) 変更(交換)の申請は各ヒートスタートの20分前までに大会事務局に提出すること。
- 2) 変更(交換)については当競技会において1回のみ認められる。
- 3) 変更(交換)後のヒートグリッドポジションは最後尾(複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする)とする。
- 4) 再登録は技術委員長の承認のもと行う。

第17条 選手権競技の方式

両部門とも競技は1レース制とし、公式練習・タイムトライアル・予選1ヒート・決勝ヒートとする。出場台数によっては、予選ヒート終了後セカンドチャンスヒートを実施する。

第18条 ブリーフィング

2023年ジュニアカート選手権統一規則書第23条に準ずる。

競技長は公式練習に先立ち、エントラントおよびドライバーを対象にブリーフィングを行う。全てのエントラントおよびドライバーは、ブリーフィングに参加しなければならない。欠席した場合は再ブリーフィングを受けなければならない。

第19条 公式練習

2023年ジュニアカート選手権統一規則書第24条に準ずる。

第20条 タイムトライアル

2023年ジュニアカート選手権統一規則書第25条に準ずる。

第21条 各ヒートの周回数

各ヒートの周回数は次の通りとする。

部門	最大出走台数	予選	2nd	決勝
ジュニア	34台	14	8	23
ジュニアカデット	34台	12	8	19

第22条 スタート方式

2023年ジュニアカート選手権統一規則書第29条に準ずる。

各ヒートのスタートは信号を用いる。

第23条 ウェイティンググリッド

決勝ヒートのローリング前ウェイティンググリッドは、大会事務局前ダミーグリッドとする。

第24条 消火器携帯の義務

各ドライバーは2023年全日本/ジュニアカート選手権統一規則 第4章 第30条17

の条件を満たす消火器を1本以上備えておかななければならない。

公式車検時に封印(マーキング)するため、上記条件の消火器を公式車検時間内に車検場へ持参すること。

消火器はピット内の見える位置に配置すること。

第25条 自動計測装置

オーガナイザーが用意する自動計測装置取り付けを参加者は拒否出来ず、取り付けを拒否したドライバーの出走は認めない。
オーガナイザーが指定する時刻に発信機配布を受け、公式練習までに指定取り付け場所に装着する事。
(指定取り付け場所とは、オーガナイザーが指定する場所)
レース終了後、必ず大会事務局への返却を行なう事。
破損、紛失、未返却の場合は、50,000円のご請求となります。
自動計測発信機を装着するホルダーは発信機とともに配布する。

第26条 ピットエリア

下記の者以外のピットエリアへの進入を禁止する。
本大会登録ドライバー、本大会登録ピットクルーならびに登録エントラント、大会役員、その他は審査委員もしくはオーガナイザーより申請を認められた者(プレス関係者など)
※必ずクレデンシヤルならびに大会事務局より配布されるアイテムを装着すること。
プレス関係者は、オーガナイザーより配布されるプレス専用の胸ゼッケンを着用すること。
非装着者は如何なる理由があってもピットエリアより排除されるものとする。

第27条 賞典

- 1) 決勝ヒートの結果により決定する。
- 2) 各部門の賞典は以下の通りとする。

ジュニア	1～3位	JAF盾、トロフィー、副賞
ジュニアカデット	1～3位	JAF盾、トロフィー、副賞

- 3) 賞典は決勝出場台数に応じて、下記の通り制限される。

5～7台・・・3位まで、8～9台・・・4位まで、10～11台・・・5位まで、12台以上・・・6位まで

第28条 施設医療について

救急病院 病院名

児玉中央病院

〒367-0218

埼玉県本庄市児玉町児玉南3丁目3番1号

TEL 0495-72-0030

第29条 指定ガソリンスタンド

販売店名: 有限会社田島石油

販売店住所: 埼玉県本庄市児玉町児玉1135

(本庄児玉インターより国道462号線を児玉方面に進行、国道254号線を左折し直進約5分、身馴川橋交差点カド) ※本庄サーキットより約10分

TEL: 0495-72-0410

第30条 保険

参加するドライバー及びピットクルーは、オーガナイザーの付保する保険とは別に、ドライバー900万円、ピット要員1名400万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。

大会事務局が付保する障害保険の内容及び保険金支払方法保険金額は、被保険者1名について以下の通りとする。

ドライバー保険金額=3,000,000円

ピット要員保険金額=3,000,000円

- 1) 死亡保険金

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額が支払われる。

2) 後遺症障害保険

事故の日から180日以内に身体の一部を無くしたり、その機能を無くした場合は、その程度に応じて下記記載割合にて保険金額が支払われる。

- ① 終身自由が行なうことが出来ない場合＝100%
- ② 両眼が見えなくなった場合＝100%
- ③ 腕又は足の関節より上部を無くした場合＝60%
- ④ 両耳が聞こえなくなった場合＝80%
- ⑤ 咀嚼又は言語の機能を無くした場合＝100%
- ⑥ 片目が見えなくなった場合＝60%
- ⑦ 鼻を無くした場合＝3～35%
- ⑧ 片手の親指の指関節より上部を無くした場合＝20%
- ⑨ 方耳が聞こえなくなった場合＝30%
- ⑩ 方耳を無くした場合＝3～5%
- ⑪ 足の親指を無くした場合＝10%
- ⑫ 親指以外の手の指を1本無くした場合＝10%
- ⑬ 親指以外の足の指を1本無くした場合＝5%
- ⑭ 前述の各項に該当しない後遺症障害については、保険加入者の職業、年齢、性別に関係無く身体の完全が棄損された程度に応じ、かつ前述各項の区分に応じて3～100%以内で保険金が支払われる。

3) 入院保険金

事故により障害を被り、その結果として平常の業務に従事すること、又は平常の生活が出来なくなり、かつ入院した場合は1日につき1,500円が支払われる。

4) その他の規定

- ① 医療保険金の支払いは、事故から180日で打ち切られる。
- ② 事故による障害について、後遺症障害と重ねて支払われる場合は、その合算額を支払う。
- ③ 健康保険、労災保険、その他給付に関係なく支払われる。

5) 保険金請求時の必要書類

- ① 全治したときの治療証明書⇒障害事故の場合
- ② 死亡診断書及び戸籍抄本⇒死亡事故の場合
- ③ 大会事務局の事故証明書⇒障害、死亡の場合ともに